

# 〇 両立支援等助成金(育休中業務代替支援コース)のご案内



「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。令和6年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等のみならず

## 両立支援等助成金

助成金の詳細、支給申請についての問い合わせ先  
都道府県労働局雇用環境・均等部(室) [620KB]

中小企業の事業主の皆様が周囲の労働者の方々に手当等を支払って代替させた場合、代替する労働者を新規雇用(または新規の派遣受入れ)した場合を対象に支給します。

両立支援等助成金 (令和6年度)		
<b>1. 事業の目的</b> 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護等の両立支援に関する事業の促進を図る。		
<b>2. 事業の概要・スキーム</b>		
コース名/コース内容	支給額 (休業取得/休業期間あたり1人あたり)	加算措置/加算額
<b>出生時両立支援コース</b> 産後1年以内の子育て支援(産後1年以内の育児休業取得)や産後1年以内の介護休業取得、産後1年以内の介護休業取得等を行う労働者に対する。	1人目 20万円 2人目以降 10万円	産後1年以内の子育て支援(産後1年以内の育児休業取得)や産後1年以内の介護休業取得等を行う労働者に対する。
<b>育児休業等支援コース</b> 育児休業取得後、育児休業期間中に就業継続する労働者に対する。	① 育児休業取得時 30万円 ② 職場復帰時 30万円	育児休業期間中に就業継続する労働者に対する。
<b>育休中等業務代替支援コース</b> 育児休業期間中に就業継続する労働者に対する。	① 育児休業中の手当支給 最大125万円 ② 育児休業中の短時間勤務 最大110万円 ③ 育児休業中の新規雇用 最大67.5万円	育児休業期間中に就業継続する労働者に対する。
<b>柔軟な働き方選択制度等支援コース</b> 柔軟な働き方選択制度等を実施する労働者に対する。	制度2つ導入し、対象者の総数 20万円 制度3つ以上導入し、対象者の総数 25万円	柔軟な働き方選択制度等を実施する労働者に対する。
<b>介護離職防止支援コース</b> 介護離職防止支援コースを実施する労働者に対する。	介護休業(1)休業取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円 介護両立支援制度 30万円	介護離職防止支援コースを実施する労働者に対する。
<b>不妊治療両立支援コース</b> 不妊治療期間中に就業継続する労働者に対する。	職場復帰、休業の取得等 30万円	不妊治療期間中に就業継続する労働者に対する。

事業主の皆さまへ 厚生労働省・都道府県労働局

### 育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。2024(令和6)年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業(産後休業から引き継ぎ休業する場合は、産後休業)または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

**拡充** ① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合  
 代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

(主な支給要件)  
 1. 代替業務の見直し・効率化  
 2. 手当制度等を就業規則等に規定  
 3. 7日以上育児休業取得  
 4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給(最大125万円)  
 ①業務体制整備経費: 5万円(育休1か月未満の場合は2万円)  
 ②手当支給総額の3/4(※1)(上限10万円/月、12か月まで)

※1 プラチナくるみん認定事業主は4/5に増額されます。

**新設** ② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合  
 育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

(主な支給要件)  
 1. 代替業務の見直し・効率化  
 2. 手当制度等を就業規則等に規定  
 3. 1か月以上の短時間勤務利用  
 4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給(最大110万円)  
 ①業務体制整備経費: 2万円  
 ②手当支給総額の3/4(上限3万円/月、子が3歳になるまで)

**拡充** ③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用(派遣受入れ)で確保した場合  
 代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

(主な支給要件)  
 1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保  
 2. 7日以上育児休業取得  
 3. 代替要員が業務代替

代替期間に応じた額を支給(※2)  
 最短: 7日以上14日未満 9万円  
 最長: 6か月以上 67.5万円

※2 プラチナくるみん認定事業主は助成額が増額されます。7日以上14日未満: 11万円、6か月以上: 82.5万円など。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)



□ 2024年度の両立支援等助成金の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/001226123.pdf>



□ 両立支援等助成金のご案内(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001240558.pdf>



□ 育児休業や短時間勤務の期間中の業務代替を支援します(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001218930.pdf>

